

2020年5月18日

株式会社パソナロジコムでご就業中の皆様

従業員過半数代表のお知らせ

株式会社パソナロジコム 従業員代表選出管理事務局

新型コロナウイルス感染拡大を受け、やむを得ず休業していただく場合が発生することを考慮して、本社事業所にて休業に関する取り決めをし、雇用保険法施行規則第102条の3において要請される休業協定書の締結を行うにあたり従業員過半数代表の候補者として、下記の方々が株式会社パソナロジコムで就業する社員より、同事業所の従業員過半数代表候補者として推薦された旨、及び、意見受付期限の本年5月15日(金)までに「①信任する」、「②異議申出する」、「③他候補者推薦する」、のいずれかのご意見をご連絡頂き、「①信任する」の数が、株式会社パソナロジコムに所属されている派遣スタッフ、契約社員及び社員の総数の過半数を満たした場合は、同事業所の従業員過半数代表候補者が、休業協定書を締結する従業員過半数代表として信任されることになる旨を、本年4月28日(火)にご案内いたしました。

その結果、ご連絡頂いた「①信任する」の数が、株式会社パソナロジコムに所属されている派遣スタッフ、契約社員及び社員の総数の過半数を満たしたため、下記の方が株式会社パソナロジコムの従業員過半数代表として信任されておりますのでお知らせいたします。

— 記 —

株式会社パソナロジコム 従業員過半数代表

事業所名	代表
株式会社パソナロジコム	重本 裕子